

概要版

五ヶ瀬町こども計画

令和7年度 ▶▶▶ 令和11年度



第3期五ヶ瀬町子ども・子育て支援事業計画、
子ども・若者計画、こどもの貧困対策計画を含みます。

令和7年3月
宮崎県 五ヶ瀬町

1 はじめに

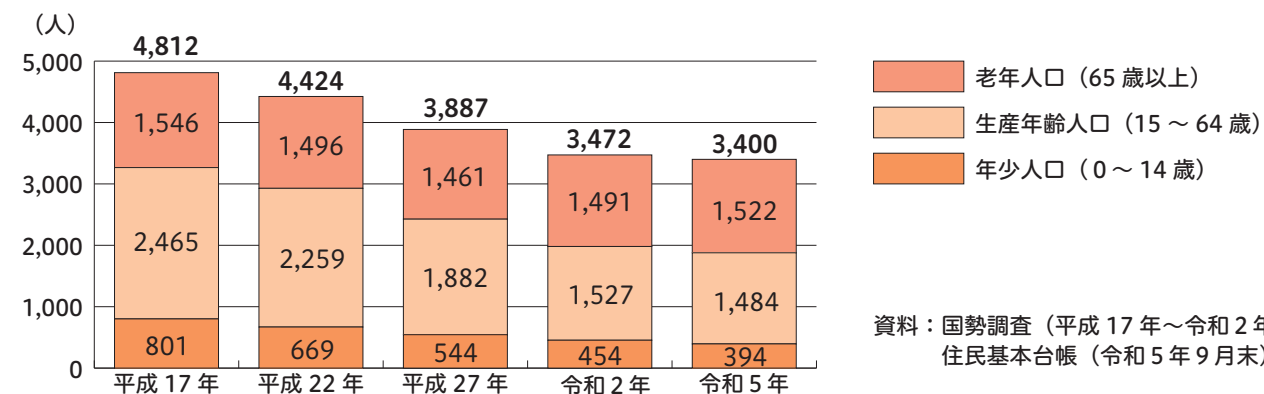
五ヶ瀬町では、令和7年度から令和11年度を計画期間として、近年のこどもに関する国や県の動き、こどもを取り巻く状況、第2期計画の進捗状況を踏まえて、すべてのこども・若者が健やかに育ち、こどものいる家庭の暮らしを支援するため、「五ヶ瀬町こども計画」（以下、「本計画」という。）を作成しました。

本計画の対象はこども（おおむね18歳まで）及び若者（おおむね18歳から30歳未満、施策によっては40歳未満）と子育て当事者とします。

五ヶ瀬町のこどもの状況を知ろう！

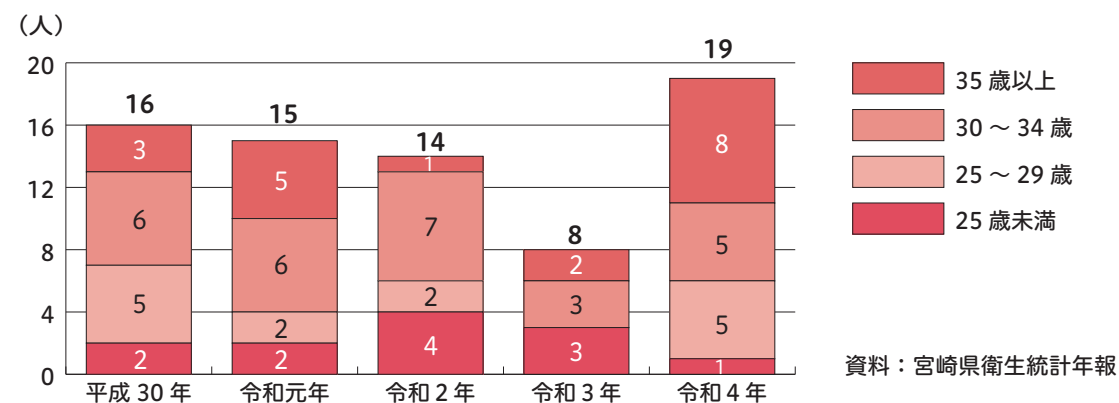
■年齢3区分別人口の推移

本町の総人口は減少を続けています。年少人口と生産年齢人口は減少を続けており、老年人口は微増傾向にあることから、少子高齢化が進んでいることがわかります。



■母親の年齢別出生数の推移

出生数は令和3年まで減少傾向にありましたが、令和4年に増加し、19人となっています。母親の年齢別出生数は、25歳未満の出生数が減少傾向にあります。



2 五ヶ瀬町をこんな町にしよう！

五ヶ瀬町では、「子どもたちが元気にすくすくと育ち、親が子育てを楽しめるまち」を基本理念として、子育て施策を展開してきました。

しかし、こども・若者をめぐる環境が複雑化している中で、家庭の力だけでこどもを育てることは難しく、地域とのつながりや様々な専門機関との連携によって、こどもを育て、成長を見守ることが重要です。

地域全体でこども・若者を見守り、育てていくこと、そして、子育て家庭を支えていくことが、未来を担うこども・若者の育成や地域社会の活性化にもつながります。そのため、本計画における理念を次の通り定め、こども・若者・子育て家庭への支援を推進します。

基本理念

みんなでこどもを守る・育む・支えるまち



3 施策の体系

1 こども・若者の権利を守ろう

こどもから大人までが「こどもの権利」について理解を深めるための取組やこども・若者が意見を伝えることができる環境づくりを推進します。

また、児童虐待防止に向けて、関係機関との連携を強化し、情報共有・発信を行い、早期発見・早期対応や相談体制の充実を図ります。

施策

- ①こども・若者の権利の保障・周知啓発
- ②こども・若者の意見参画・反映
- ③児童虐待防止対策・相談体制の整備

\\ この目標では！ //

こどもの権利を「よく知っている」
人の割合を増やします！

2 こども・若者を地域で見守ろう

こども・若者が安全に、安心して遊べる場所と居場所の整備を進めます。

また、防犯設備の整備や交通安全教育、情報モラルに関する教育等を実施し、危険な事件・事故の防止に努めます。さらに、こども・若者が悩みを抱え込むことがないよう、相談体制の整備や情報発信を行います。

施策

- ①こども・若者の居場所づくり
- ②こども・若者の安全を守る取組
- ③情報発信・相談体制の充実

\\ この目標では！ //

こどもの遊び場環境を整備します！

3 すべてのこども・若者の幸せな暮らしをつくろう

支援が必要な状況や困難な状況にあるこども・若者とその家庭の早期発見・早期対応のため、相談体制の整備を進めるとともに、関係機関との連携を強化し、適切な支援の周知・給付に努めます。

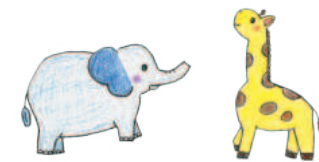
また、障がい児や外国にルーツのあるこども等、多様な背景を持つこども・若者に対する理解を深める取組や適切な支援を実施します。

施策

- ①支援が必要なこども・若者とその家庭への支援
- ②困難な状況にあるこども・若者とその家庭への支援

\\ この目標では！ //

就労支援により、実際の就労に
つなげます！



4 誕生前から幼児期までの支援

妊娠中から出産後にかけての健診・相談で育児不安の軽減とこどもの成長をサポートします。

また、五ヶ瀬教育グランドビジョンに基づき、質の高い教育・保育の充実に努めます。

さらに、子育て家庭への手当支給や親子で楽しめるイベント・地域交流の機会を増やし、子育てしやすい環境づくりに取り組みます。

施策

- ①母子の健康支援
- ②乳幼児の健康支援
- ③乳幼児保育・教育の充実
- ④子育て支援サービスの確保・充実

\\ この目標では！ //

子育て支援センターの利用人数を
増やします！

5 小中学生への支援

こどもたちが健やかに成長できるよう、五ヶ瀬教育グランドビジョンに基づいた質の高い学習と豊かな自然体験を提供します。

また、各種健診による健康状態の確認と栄養・衛生指導を行うとともに、相談窓口の充実を図り、心のケアに取り組みます。

施策

- ①充実した教育の推進・学習支援
- ②心身の健康保持・相談体制の整備

\\ この目標では！ //

小中学生の学力向上に向けて
取り組みます！

6 高校生・若者への支援

若者の希望する進路の実現に向けて、経済的支援や就労支援を行います。また、相談支援を実施し、不安の軽減や適切な支援の提供に努めます。

さらに、住宅環境や子育て支援の充実を図り、こども・若者が住み続けやすい地域づくりを進めます。

施策

- ①高等教育の充実
- ②就労支援
- ③心身の健康保持・相談体制の整備
- ④若者の将来を支える支援

\\ この目標では！ //

空き家改修戸数（うち子育て世帯）
を増やします！



4 五ヶ瀬町の取組をみてみよう！（一部抜粋）

基本目標 1

こども・若者の権利を守ろう



こどもの権利の啓発

こどもから大人まで、みんなに「こどもの権利」を知ってもらうために啓発活動を行います。

人権教育の推進

学校等で人権教育を実施し、こどもたちの人権に関する意識を育みます。

虐待防止 ネットワークの推進

必要に応じてケース会議を実施し、虐待の早期発見・対応に取り組みます。

児童虐待等に関する 相談体制の充実

児童虐待等に関する相談を受け付け、関係機関と連携しながら対応できる体制を整備します。

基本目標 2

こども・若者を地域で見守ろう



こども・若者の 居場所づくり

こどもの居場所や交流の場として、放課後子ども教室や町立図書館の活用を図ります。

遊び場環境の整備

こども・若者が楽しめる空間づくりや公園等の定期的な点検、遊具等の設備整備を実施します。

こども・若者の 非行防止・健全育成

学校が薬物乱用防止教室等を実施し、非行防止や健全育成に努めます。

インターネット・ SNS等の 適切な利用に関する 教育の充実

情報モラル等に関する研修や周知に努めます。

基本目標 3

すべてのこども・若者の幸せな暮らしをつくろう

障がい児福祉 サービス等の充実

個人の障がいや成長過程に応じたサービス、療育相談を実施します。

特別支援教育の充実

配慮を必要とするこどもに対し、適切な教育的支援を行います。また、相談員の確保に努めます。

ひとり親家庭 医療費助成事業の推進

医療における経済的負担の軽減を図ります。

経済的自立支援の充実

関係機関と連携を図り、福祉資金の貸し付け事業の周知を行います。

基本目標 4

誕生前から幼児期までの支援



出産おめでとう 祝い金の支給の実施

こどもの誕生を祝い、健全育成を図るため、祝い金を支給します。

ブックスタート・ ウッドスタート事業

生後4か月を迎えたこどもに絵本、生後7か月を迎えたこどもに木製品を贈呈します。

こども医療費助成 事業の推進

こどもの健やかな成長を支援するため、0歳から中学3年生までの医療費を無償化しています。

五ヶ瀬教育 グランドビジョン の推進

保育所との連携や非認知能力の育成を強化します。関係部署との連携による実施内容の共通理解を図ります。

基本目標 5

小中学生への支援



歯科保健事業の推進

虫歯や歯周病を予防するため、フッ素洗口を実施します。

こころの相談

相談支援を実施し、児童・生徒の心のケアに努め、必要な支援へつながります。

読み聞かせの実施

絵本の読み聞かせグループ「つくしんぼ文庫」による読み聞かせやイベントを実施します。

G 授業の推進

地域のひと・もの・ことを活用した豊かな体験活動を通じて、特色ある教育を展開します。

基本目標 6

高校生・若者への支援



奨学金貸与の実施

大学進学する方のうち保護者が五ヶ瀬町在住の方に対し、大学進学時に奨学金の無利子貸与を実施します。

雇用先の 情報提供の充実

町内、近隣市町村、県内の企業と連携し、求人等の情報提供に努めます。

就労支援の充実

新規就農者や新規開業する人の中で、条件を満たしている人に対し、補助金の交付を行います。

住宅環境の充実

住宅確保に関する情報提供や空き家バンクを活用した住宅確保に努めます。

家庭



こどもが安心を感じ、自分らしく過ごすことができる環境をつくることが重要です。

地域



地域全体で子育て家庭を見守り、交流機会等を通じて、積極的に関わっていくことが重要です。

事業者



従業員が育児休暇等の制度を利用しやすい職場づくりを推進することが重要です。

こどもまんなか社会の実現に向けて

行政



国・県及び近隣市町村、町内の関係機関と連携を強化します。

五ヶ瀬町 こども計画

【概要版】

令和7年3月

五ヶ瀬町役場 福祉課

〒882-1295 宮崎県西臼杵郡五ヶ瀬町大字三ヶ所 1670 番地

TEL : 0982-82-1702